

見附駅交流施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 2 7 日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第 7 号

見附駅交流施設条例の施行期日を定める規則

見附駅交流施設条例（令和 6 年見附市条例第 4 号）の施行期日は、令和 6 年 5 月
2 9 日とする。